



しじみ通信

12月号

松江警察署



年末の交通事故防止運動

12月11日(水)～12月31日(火)



運動重点と推進事項

★ 飲酒運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶に向けた環境づくりを推進しましょう。

★ 高齢者の交通事故防止

加齢に伴う身体機能への影響を自覚し、自分の能力と周囲の状況に応じた安全運転・安全行動に努めましょう。

★ 夕暮れ時から夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行者 明るい服装を心がけ、反射材、懐中電灯の活用を努めましょう。

自動車利用者 早めのライト点灯と反射材の活用を努めるとともに、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車利用者 早めのライト点灯とハイビームの活用を心がけるとともに、スピードダウンを徹底しましょう。

★ 冬道の交通事故防止

積雪・凍結時には、急ハンドル・急ブレーキ・急加速などの「急」のつく運転はやめましょう。

天候の急激な変化に備え、冬用タイヤへの早めの交換やチェーン等の携行のほか、道路・気象情報の収集に努めましょう。

STOP!
飲酒運転

飲酒運転は重大な犯罪です!

いまだ飲酒運転が後を絶ちません。

これから忘年会や新年会、親族の集まりなど、お酒を飲む機会が増える時期です。お酒を飲むときは「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない」を厳守し、飲酒運転は絶対にやめましょう!



松江土建株式会社による
飲酒運転根絶署名簿の提出

11月20日、松江警察署において松江土建株式会社による飲酒運転根絶署名簿の提出式が行われました。

提出式では、松江土建株式会社代表取締役社長が「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗るなら飲ませない」の3ない運動について、社員と家族で推進する旨の趣意書を読み上げ、社員191名分の署名簿を松江警察署長に提出しました。

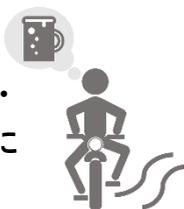
また署名簿の提出に併せ、本社には反射材活用推進等を図っていただくため、交通安全リーダー「松江キラリしじみ推進隊」が委嘱されました。

松江土建株式会社は、松江市交通安全協会に対しチャイルドシートを寄贈するなど常日頃から各種事故防止を推進しており、飲酒運転根絶署名簿の提出は昨年引き続き2回目となります。



酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

罰

則

強

化

自転車のスマホ・酒気帯び



交通事故発生状況



令和6年11月末現在（速報値）

※（ ）は前年比

	発生件数	死者数	負傷者数
島根県内	626 (-48) 件	8 (-13) 人	710 (-41) 人
松江市内 (高速道路を除く)	243 (-19) 件	1 (-4) 人	267 (-29) 人